（法第十八条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三条　法第十八条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条ただし書」とあるのは「法第十八条第五項ただし書」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第十八条第一項の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十八条第一項の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十八条第一項の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める事業）

第四条　法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業

二　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。第十一条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業

三　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業

四　国又は地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業（前各号に掲げるものを除く。）で当該事業に係る施行地区の面積が二千平方メートル以上であるもの

五　地方公共団体又は地方住宅供給公社が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う住宅の建設に関する事業

六　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による賃貸住宅の建設の事業その他国又は地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設の事業で当該賃貸住宅の戸数が五十戸以上であるもの

（特定水利使用計画の記載事項等）

第五条　法第二十九条第一号イの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業（同条に規定する特定水力発電事業をいう。以下同じ。）に係る水利使用（同条に規定する水利使用をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　発電の目的及び電力の用途

三　最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力

四　発電施設の位置及び構造

五　水利使用の期間

六　工期

2　法第二十九条第一号イの計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　使用水量の算出の根拠を記載した図書

二　河川区域（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条第二項第一号ニに掲げる事項を記載した図書

三　工作物の工事計画の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則第十一条第二項第二号の表法第四十四条第一項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）

四　その他参考となるべき事項を記載した図書

（特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項）

第六条　法第二十九条第一号ロの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

三　水利使用の目的

四　許可水量

五　許可期間

六　取水口又は注水口の位置

七　許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

（被災鉄道移設事業を定めた復興推進計画の認定の申請の際に添付すべき書類）

第七条　法第三十三条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定		書類
法第三十三条第一項	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項に規定する書類及び図面
	鉄道事業法第七条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項第二号に掲げる事項を記載した書類

（法第四十七条第四項第二号の国土交通省令で定める者）

第八条　法第四十七条第四項第二号の国土交通省令で定める者は、都市計画に関し学識経験を有する者、被災関連都道県（法第四十六条第一項に規定する被災関連都道県をいう。以下同じ。）の議員及び被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。以下同じ。）の議会の議長を代表する者につき、被災関連都道県の知事が推薦する者とする。

2　前項に規定する者のほか、被災関連都道県の知事は、法第四十七条第四項第二号の国土交通省令で定める者として関係行政機関の職員を推薦することができる。

（都市計画審議会への付議）

第九条　法第四十八条第七項の規定による付議をしようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）は、法第四十八条第五項の規定により提出された意見書の要旨に併せて、復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする法第四十八条第一項第三号に定める事項の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に提出するものとする。